

評価基準

審査項目		評価基準		配点	
企画内容に対する評価	基本的要件	業務の目的等の理解度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案者が国民健康保険被保険者向けの広報に関する業務を適切に理解しているか。業務内容やターゲット(市町国民健康保険被保険者)に対する理解度が高いか。(ポイント)</li> <li>・仕様書記載の趣旨を踏まえ、仕様書記載の目標を達成することを意識して提案していること。</li> <li>・多くの県民が見聞きし、行動変容につながる効果的な情報発信を検討しているか。</li> </ul>	15	45
	提案内容	実効性	手法や日程等に無理がなく、仕様書記載の目標を達成できるような効果的な広報計画となっているか。	10	
		提案力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種広告の特徴等を踏まえ、ターゲットに届きやすい広報手段を提案しているか</li> <li>・ターゲットに対し効果的だと考えられる訴求内容となっているか</li> <li>・県内全市町が広報の対象となるように配慮されているか</li> <li>・独自の視点や、創意工夫を感じる広報手法が提案されているか。新しいアイデアや斬新な視点等。</li> </ul>	10	
		事業効果の分析・検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標の設定、事業効果の分析、検証方法は適切か。(ポイント)</li> <li>・効果測定のための指標が明確に示されているか</li> <li>・事業の成果を評価し、必要に応じて改善策が提案できるか</li> </ul>	10	
実施体制等の評価	実施主体の適格性	実施体制	円滑な事業遂行のための人員の確保がなされており、かつ事業目的達成のために必要な体制となっているか。	20	55
		実施主体の適格性	高齢者の医療の確保に関する法律で規定する特定健診や健康増進法で規定する各種健診(検診)について知識・知見を持っているか。	15	
	事業実績		過去に、国や自治体の関係機関や民間企業で類似業務の実績があるか	10	
	経費の妥当性		<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積の算出や予算の配分は適切か。また、節減が図られているか。(ポイント)</li> <li>・内訳の額が不自然ではないか、安価であるか</li> <li>・対象外経費が含まれていないか(対象者に配布や提供する商品等は対象外経費)</li> </ul>	10	
合計				100	

※最低基準点を、60点とする。